

非稼働病棟を有する医療機関への対応について

○非稼働病棟を有する医療機関への対応に関する県内統一の方針（R3年4月より）

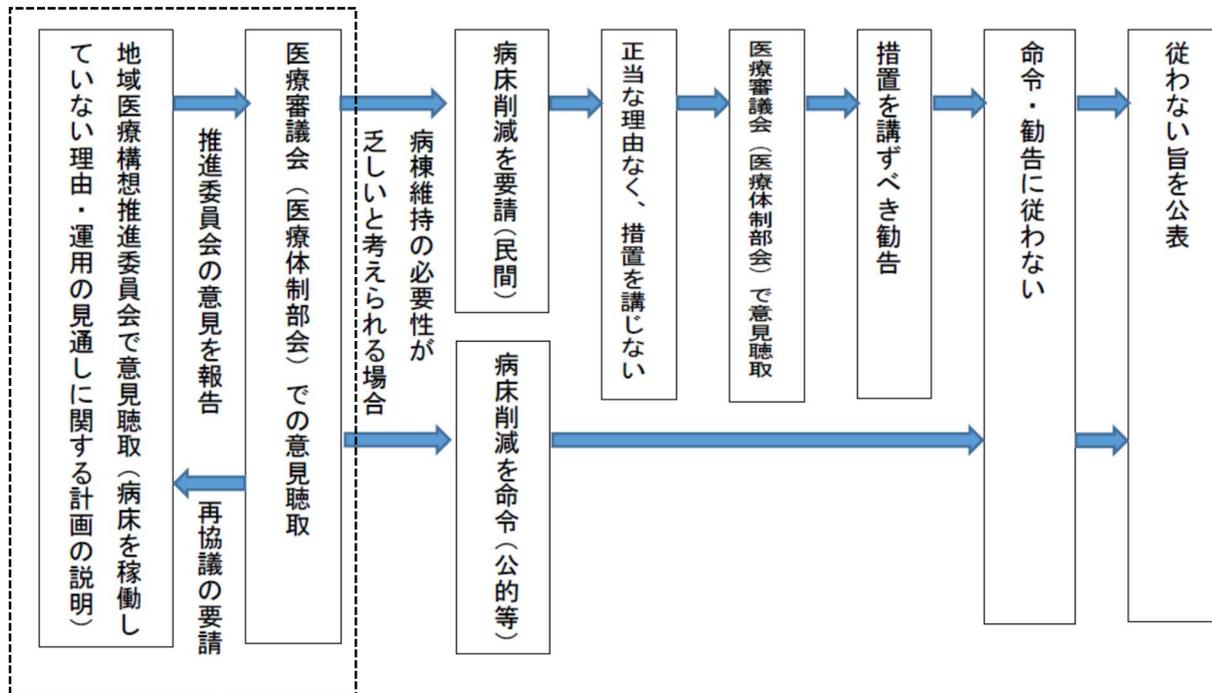
病床過剰地域に所在し、以下のいずれかの条件に該当する病院に対して、国通知に基づく対応を進める。

① 病床の開設許可後（新規開設、変更許可含む）、1年経過後においても、稼働していない病棟を有する病院

② 5年以上、稼働していない病棟を有する病院

（上記の条件に該当しない医療機関については、これまでどおり各地域の地域医療構想推進委員会において、取組の方針を決定する。）

国通知に基づく対応



<参考>

・「地域医療構想の進め方について」（非稼働病棟関係部分 抜粋）

（平成30年2月7日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）

地域医療構想調整会議（本県では、推進委員会）へ出席し、①病棟を稼働していない理由、②当該病棟の今後の運用見通しに関する計画について説明するよう求めること。

ただし、病院・病棟を建て替える場合など、事前に地域医療構想調整会議の協議を経て、病床が全て稼働していない病棟の具体的対応方針を決定していれば、対応を求めなくてもよい。

なお、病床過剰地域において、上述の説明の結果、当該病棟の維持の必要性が乏しいと考えられる医療機関に対しては、医療審議会の意見を聴いて、病床数を削減することを内容とする許可の変更のための措置を命令又は要請すること。また、要請を受けた者が、正当な理由がなく、当該要請に係る措置を講じていない場合には、医療審議会の意見を聴いて、当該措置を講ずべきことを勧告すること。さらに、命令または勧告を受けた者が従わなかった場合には、その旨を公表すること。